

4. 指定取扱店遵守事項

- (1) 登録店舗であることが明確になるよう、入口やレジ周辺等の利用者が見やすい場所に市が交付するステッカーを掲示すること。
- (2) 応援券と現金の交換は禁止する。
- (3) 対象製品の購入総額が利用する応援券の額面の総額と同額または上回る場合に使用できるものとし、購入しようとする対象製品の額が応援券の額を超えた場合は、その差額は保護者において負担するものとする。
- (4) 登録店舗の変更・追加・廃止等がある場合、速やかに長門市子育て支援課に届け出ること。
- (5) 登録を廃止または取り消された場合は、速やかにステッカーを撤去すること。
- (6) この要項に違反する行為が認められた時は、指定取扱店の登録を取り消す場合がある。

5. 登録申請について

- (1) 申請窓口 長門市子育て支援課
- (2) 申請方法 本募集要項に規定する遵守事項に同意のうえ「ながとすくすく赤ちゃんデジタル応援券指定取扱店登録（新規・変更・廃止）申請書」に必要事項を記入のうえ、助成金支払先金融機関の口座番号・口座名義の分かる書類を添えて申請（郵送提出可）。
- (3) 申請期間 随時受付（8時30分～17時15分（土日祝日除く））
- (4) 登録通知 申請内容を審査し、登録する事業者には、後日長門市より「ながとすくすく赤ちゃんデジタル応援券指定取扱店登録（新規・変更・廃止）通知書」及びステッカーを交付する。
- (5) その他 登録内容については長門市ホームページに公開する。

6. 助成金の支払い

- (1) 請求書の提出は不要です。
- (2) 市が月末に利用状況をシステムで確認し、翌月の末日までに登録店舗の口座（事業開始時の登録口座）へ振り込みます。口座の確認、変更等がありましたらお申し出ください。
- (3) 利用日時集計URLを利用することで、店舗側でも利用日時集計を確認することができます。（毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）に更新します。）

7. 注意事項

- (1) つり銭の交付は行わないでください。
- (2) 有効期限は、応援券利用者ごとに異なります。
- (3) デジタルクーポンの利用者は、応援券申請者に加え共有者1名（計2名）となります。（長門市公式LINEアプリを共有します。）

8. 問い合わせ先

長門市役所子育て支援課

〒759-4192 長門市東深川1339-2

電話 0837-23-1187 FAX 0837-23-1219

メールアドレス : kodomokatei@city.nagato.lg.jp

(参考) 応援券利用の流れ

